

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、コロナ禍におけるエネルギー料金の高騰の影響を特に受けている市内事業所に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより事業継続を支援することを目的とする。

（助成対象事業所）

第2条 船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）（以下「助成金」という。）の交付対象となる事業所（以下「助成対象事業所」という。）は、次に掲げる施設又は事業を行う市内に所在する事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が運営する施設又は事業所（指定管理者が電気料及びガス料を負担し、かつ市が当該負担にかかる指定管理料を支出している指定管理施設を含む。）を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第25項に規定する介護保険施設、同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援及び第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第18項に規定する相談支援
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同条第7項に規定する障害児相談支援事業、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1項に規定する保育所（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日付児発第302号）に基づき設置された保育所分園を含む。）及び同法第59条の2に規定する施設（同法第6条の3第11

項に規定する業務を目的とする施設を除く。)

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
- (8) 船橋市地方卸売市場業務条例（令和2年条例第17号）第8条第1項の許可を受けて行う卸売の業務、同条例第22条第1項の許可を受けて行う仲卸しの業務及び同条例第33条第1項の許可を受けて行う関連事業
(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年6月末日までに助成対象事業所を運営し、今後も継続して当該事業所を運営する意思を有すること。
- (2) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成金の交付対象としない。

- (1) 政治団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象事業所における令和5年2月分から令和5年7月分までの電気料及びガス料の利用総額（以下「利用総額」という。）に応じて、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 3万円以上9万円未満 1万円
- (2) 9万円以上15万円未満 3万円
- (3) 15万円以上30万円未満 5万円
- (4) 30万円以上45万円未満 10万円
- (5) 45万円以上60万円未満 15万円
- (6) 60万円以上75万円未満 20万円
- (7) 75万円以上90万円未満 25万円
- (8) 90万円以上105万円未満 30万円
- (9) 105万円以上120万円未満 35万円

- (10) 120万円以上135万円未満 40万円
- (11) 135万円以上150万円未満 45万円
- (12) 150万円以上165万円未満 50万円
- (13) 165万円以上180万円未満 55万円
- (14) 180万円以上300万円未満 60万円
- (15) 300万円以上540万円未満 100万円
- (16) 540万円以上780万円未満 180万円
- (17) 780万円以上1,020万円未満 260万円
- (18) 1,020万円以上 340万円

2 複数の助成対象事業所を有する者の助成金の額は、助成対象事業所ごとの利用総額に応じて、算出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は利用総額に含めることができない。

- (1) 船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）で交付申請した経費
- (2) 他の助成対象事業所において、交付申請された経費
- (3) 利用額、利用者及び利用場所を証する書類がない経費
- (4) 自宅兼事業所等における家事費に相当する経費
- (5) 賃貸物件等で貸主が経費負担しているものの、利用相当額を借主に対し請求している場合など、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が実質的に負担していない経費

（交付申請）

第5条 申請者は、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年2月分から令和5年7月分までの各月の電気料及びガス料の利用額、利用者及び利用場所を証する書類
- (2) 助成金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は第1号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができる。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市エネルギー料金高騰対

策助成金（特定枠）交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）交付決定取消通知書（第3号様式）により取消しを通知し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）返還命令書（第4号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

（関係帳簿の整備等）

第8条 助成事業者は、助成金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

第1号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）交付申請書

船橋市長 あて

申請者

本社等の所在地	
名称	
代表者職・氏名	

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

<input type="checkbox"/> 令和5年6月末日までに市内に助成対象事業所を運営し、今後も継続して当該事業所を運営する意思を有していること。
<input type="checkbox"/> 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/> 政治団体でないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

2 助成対象事業所

①名称	
②所在地	
③事業・施設の種別	<p>【介護保険法、老人福祉法、高齢者居住法関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く） <input type="checkbox"/> 地域密着型サービス <input type="checkbox"/> 居宅介護支援</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター（介護予防支援含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム</p> <p><input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>【障害者総合支援法関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input type="checkbox"/> 相談支援</p> <p>【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 障害児通所支援事業 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援事業</p> <p><input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業</p> <p><input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設 <input type="checkbox"/> 保育所</p> <p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く） <input type="checkbox"/> 認定こども園</p> <p><input type="checkbox"/> 幼稚園</p> <p>【地方卸売市場業務条例関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 卸売業務 <input type="checkbox"/> 仲卸業務 <input type="checkbox"/> 関連事業</p>
④事業所番号	（わかる場合のみ記載してください）

※ 基本として事業所ごとの申請となりますが、同一建物内で複数の助成対象事業を行っていて、電気料・ガス料を一括して支払っている場合は、一申請となります。

3 令和5年2月分～7月分の電気料・ガス料

対象月	電気料 (税込金額)	ガス料 (税込金額)
令和5年2月利用分	円	円
令和5年3月利用分	円	円
令和5年4月利用分	円	円
令和5年5月利用分	円	円
令和5年6月利用分	円	円
令和5年7月利用分	円	円
利用総額		円

- ※ 「2 助成対象事業所」に記載した事業所で利用した電気料・ガス料について記載ください。
- ※ 他の助成対象事業所において、交付申請された経費は対象となりません。
- ※ 利用額、利用者及び利用場所を証する書類がない経費は対象となりません。
- ※ 自宅兼事業所等の場合、家事費に相当する経費は対象となりません。確定申告と同様に案分にて算出した事業利用分のみ対象となります。
- ※ 賃貸物件等で貸主が経費負担しているものの、利用相当額を借主に申し立てている場合など、申請者が実質的に負担していない経費は対象となりません。

4 交付申請額 ※該当するものにチェックしてください

3の利用総額	交付申請額	3の利用総額	交付申請額
<input type="checkbox"/> 3万円以上9万円未満	金1万円	<input type="checkbox"/> 120万円以上135万円未満	金40万円
<input type="checkbox"/> 9万円以上15万円未満	金3万円	<input type="checkbox"/> 135万円以上150万円未満	金45万円
<input type="checkbox"/> 15万円以上30万円未満	金5万円	<input type="checkbox"/> 150万円以上165万円未満	金50万円
<input type="checkbox"/> 30万円以上45万円未満	金10万円	<input type="checkbox"/> 165万円以上180万円未満	金55万円
<input type="checkbox"/> 45万円以上60万円未満	金15万円	<input type="checkbox"/> 180万円以上300万円未満	金60万円
<input type="checkbox"/> 60万円以上75万円未満	金20万円	<input type="checkbox"/> 300万円以上540万円未満	金100万円
<input type="checkbox"/> 75万円以上90万円未満	金25万円	<input type="checkbox"/> 540万円以上780万円未満	金180万円
<input type="checkbox"/> 90万円以上105万円未満	金30万円	<input type="checkbox"/> 780万円以上1,020万円未満	金260万円
<input type="checkbox"/> 105万円以上120万円未満	金35万円	<input type="checkbox"/> 1,020万円	金340万円

5 振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)	
支店名		支店コード(3ケタ)	
預金種目			
口座番号(7ケタ)			
口座名義人			
口座名義人(カナ)			

- ※ 口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

6 添付書類

- 令和5年2月分から令和5年7月分までの各月の電気料及びガス料の利用額、利用者及び利用場所を証する書類
- 助成金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの

7 申請に関する補足

--

第2号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）交付可否決定通知書

号
年 月 日

様

船橋市長

申請のあった船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）交付決定取消通知書

号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）の
交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市エネルギー
料金高騰対策助成金（特定枠）交付要綱第7条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第4号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）返還命令書

号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）第7条の規定により、次のとおり助成金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
交付年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____円		
	計 _____円		